

吉田町介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)サービスコード表(令和8年6月以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	日割りの場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割り				77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割りの場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割り				123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週あたりの標準的な回数定める場合	(1) 1週の1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週の2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	-1	1月につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週あたりの標準的な回数定める場合	(1) 1週の1回程度の場合	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2) 1週の2回程度の場合	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	-1	1月につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1月につき	

A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算		

吉田町介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(介護予防通所介護相当)サービスコード表(令和8年6月以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割			59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割			119単位	119	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	要支援1		-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		要支援2		-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	要支援1		-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		要支援2		-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			要支援2	752単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わ			-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480		

吉田町介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(介護予防通所介護相当)サービスコード表(令和8年6月以降)

A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88単位加算	88	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 1		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 11	フ 介護職員処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の111/1000 加算		1月につき
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 21			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の120/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 11			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の109/1000 加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 21			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の118/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の99/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1			(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の83/1000 加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 12	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の117/1000 加算			
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 22		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の127/1000 加算			
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 12		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の115/1000 加算			
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 22		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の125/1000 加算			
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の105/1000 加算			
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2		(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の89/1000 加算			

吉田町介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(介護予防通所介護相当)サービスコード表(令和8年6月以降)

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,798	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		59	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621単位		3,621	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		119	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,798	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		59	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3,621単位		3,621	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		119	1日につき

吉田町介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和8年6月以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費		442単位	442
AF	2112	介護予防ケアマネジメントB			309単位	309
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC			309単位	309
AF	2114	高齢者虐待防止措置未実施減算	介護予防マネジメント費A	4単位減算	所定単位の-1/100	438
AF	2115		介護予防マネジメント費B	3単位減算	所定単位の-1/100	306
AF	2200		介護予防マネジメント費C	3単位減算	所定単位の-1/100	306
AF	2116	業務継続計画未策定減算	介護予防マネジメント費A	4単位減算	所定単位の-1/100	438
AF	2117		介護予防マネジメント費B	3単位減算	所定単位の-1/100	306
AF	2201		介護予防マネジメント費C	3単位減算	所定単位の-1/100	306
AF	2118	高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算	介護予防マネジメント費A	8単位減算	所定単位の-1/100	434
AF	2119		介護予防マネジメント費B	6単位減算	所定単位の-1/100	303
AF	2202		介護予防マネジメント費C	6単位減算	所定単位の-1/100	303
AF	4001	初回加算	ロ 初回加算		300単位	300
AF	6001	委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位	300
AF	7001	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算Ⅰ (初回加算及び委託連携加算のどちらも加算しない場合)	ニ 介護職員等処遇改善加算 ・ケアマネジメントA ・ケアマネジメントA+虐待未実施減算 ・ケアマネジメントA+虐待未実施減算+業務継続未策定減算 ・ケアマネジメントA+業務未策定		所定単位数の21/1000加算	9
AF	7002	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算ⅡⅠ (初回加算又は委託連携加算のどちらかを加算する場合)	ケアマネジメントA		所定単位数の21/1000加算	16
AF	7003	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算ⅡⅡ (初回加算又は委託連携加算のどちらかを加算する場合)	・ケアマネジメントA+虐待未実施減算 ・ケアマネジメントA+虐待未実施減算+業務継続未策定減算 ・ケアマネジメントA+業務未策定		所定単位数の21/1000加算	15
AF	7004	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算Ⅲ (初回加算及び委託連携加算のどちらも加算する場合)	・ケアマネジメントA ・ケアマネジメントA+虐待未実施減算 ・ケアマネジメントA+虐待未実施減算+業務継続未策定減算 ・ケアマネジメントA+業務未策定		所定単位数の21/1000加算	22

1月につき

AF	7005	介護予防ケアマネジメントB介護職員等処遇改善加算Ⅰ (初回加算及び委託連携加算のどちらも加算しない場合)	・ケアマネジメントB ・ケアマネジメントB+虐待未実施減算 ・ケアマネジメントB+虐待未実施減算+業務継続 未策定減算 ・ケアマネジメントB+業務未策定	所定単位数の21/1000加算	6
AF	7006	介護予防ケアマネジメントB介護職員等処遇改善加算Ⅱ (初回加算又は委託連携加算のどちらかを加算する場合)	・ケアマネジメントB ・ケアマネジメントB+虐待未実施減算 ・ケアマネジメントB+虐待未実施減算+業務継続 未策定減算 ・ケアマネジメントB+業務未策定	所定単位数の21/1000加算	13
AF	7007	介護予防ケアマネジメントB介護職員等処遇改善加算Ⅲ (初回加算及び委託連携加算のどちらも加算する場合)	・ケアマネジメントB ・ケアマネジメントB+虐待未実施減算 ・ケアマネジメントB+虐待未実施減算+業務継続 未策定減算 ・ケアマネジメントB+業務未策定	所定単位数の21/1000加算	19
AF	7008	介護予防ケアマネジメントC介護職員処遇改善加算Ⅰ (委託連携加算を加算しない場合)	・ケアマネジメントC ・ケアマネジメントC+虐待未実施減算 ・ケアマネジメントC+虐待未実施減算+業務継続 未策定減算 ・ケアマネジメントC+業務未策定	所定単位数の21/1000加算	6
AF	7009	介護予防ケアマネジメントC介護職員処遇改善加算Ⅱ (委託連携加算を加算する場合)	・ケアマネジメントC ・ケアマネジメントC+虐待未実施減算 ・ケアマネジメントC+虐待未実施減算+業務継続 未策定減算 ・ケアマネジメントC+業務未策定	所定単位数の21/1000加算	13

※介護予防ケアマネジメント費(AF)の処遇改善加算について、誤った組み合わせで請求した場合でもエラーにならず、そのまま決定されてしまいます。
後日、運営指導や抽出点検で誤請求が発覚した場合、過去に遡って過誤調整の手続きが発生します。
請求送信前に、必ず正しい組み合わせになっているかご確認ください。